

引きつづき当健康保険組合に加入したいとき

任意継続被保険者ガイド

手続き

STEP1

下記の書類、任意継続被保険者資格取得申請書に必要事項を記入し、強制被保険者の資格を失った日（退職日の翌日）から**20日以内**に到着するようにマイテック健康保険組合へご郵送ください。（健康保険法第37条）

期限経過後に到着した申請書は受理できませんので、ご注意ください

STEP2

資格審査の後、資格取得通知と、保険料納入告知書をお送りします。受け取られましたら、**至急、開封願います**。よくお読みいただき、振込期日までに該当の保険料をお振込みください。

STEP3

保険料の着金と在職時の保険証等（未発行者は除く）の返納を確認して、任意継続被保険者証等（本人および扶養家族の人数分）を発行、本年度末（3月）までの保険料納入告知書と合わせて簡易書留でご自宅に郵送いたします。

必要書類

 [任意継続被保険者資格取得申請書](#)

 [記入例](#)

■ 任意継続被保険者保険証等の発行と資格取得日

法令の定めに従い、任意継続被保険者資格取得申請を実施し受理された場合、任意継続被保険者としての保険証等が発行され、強制被保険者の資格を失った日（退職日の翌日）に遡及して任意継続被保険者としての資格が発生することになります。

強制被保険者の資格を失い在職時の保険証等（未発行者は除く）を返却してから任意継続被保険者としての保険証を受領するまでの間に医療機関で受診した場合、全額医療費を負担（自己負担 10 割）することとなります。後に**療養費**等として所定の手続きにて当健保に請求することにより、健康保険組合負担分（保険診療分 + 付加給付分）の医療費が給付されます。

但し、当健保より療養費等として払い戻される額は、健康保険で認められている治療方法と料金（保険診療）に基づいて計算した額の自己負担分を除いた額です。このとき、実際にかかった費用の自己負担分を除いた額が給付されるとは限りません。病院によっては自由診療として治療費が計算される場合があります。この場合であっても、健保組合の払い戻しは保険診療に基づいた算定しかできません。

また、任意継続被保険者資格取得申請の手続きが期限までに行われない場合等は、任意継続被保険者資格が取得できないため、当健保に対する療養費の請求はできません。

❖ 任意継続被保険者になることを検討されている方へ

平成 22 年 4 月から、倒産・解雇などにより離職した方および雇い止めなどにより離職した方について、離職の翌日から翌年度末までの間、前年給与所得をその 30/100 とみなすことで国民健康保険料（税）の負担軽減をする措置が講じられています。

該当される方は、国民健康保険に加入したほうが保険料負担軽減となる場合がありますので、事前にお住まいの市区町村へお問い合わせください（軽減措置を受けるには市区町村への申請が必要です）。

■ 保険料

任意継続被保険者の保険料は強制被保険者の資格を失った日（退職日の翌日）の属する月分の保険料から発生します。

任意継続に加入した月に、就職等で任意継続の被保険者資格を喪失した場合でも、加入月の保険料は、納付していただくことになっています。

保険料の納付方法は、月払いのほか、半年単位、1年単位で納める前納制度もあります。半年単位、1年単位で納める場合は、法令の定めにより保険料が割引（年4分の利率による複利現価法）されます。

ただし、任意継続被保険者の資格取得日の属する月分の保険料は割引されません。

■ 前納保険料の取扱期間

前納期間は半期6ヶ月（4月～9月または10月～翌年3月）または全期12ヶ月（4月～翌年3月）が原則です。

ただし、4月～9月の間で資格取得され半期前納を希望される方は、資格取得月の翌月から9月まで前納可能となり、10月～翌年3月の間で資格取得され半期前納を希望される方は、資格取得月の翌月から翌年3月まで前納可能となり、その後6ヶ月単位となります。

また、全期前納は、資格取得月の翌月より3月まで前納可能となり、その後12ヶ月単位となります。

任意継続被保険者の加入期間満了（資格取得より2年）の際は、6ヶ月単位・12ヶ月単位ではなく、対象期間月数分の前納となります。

保険料で不明な点は、健康保険組合にご連絡ください。

■ 前納を希望される場合

- 資格取得月分の保険料については、前納適用とはなりません。
- 前納保険料は納付期限（前納開始月の前月末日）までに納めてください。
- 納付期限を1日でも過ぎますと各月納付の扱いとなりますので、ご注意ください。

例：3月31日退職（4月1日変更）の方の前納半期払い希望⇒4月分は指定期限までに納付

5～9月分は前納払い {4月末までに保険料納付が必要}

3月31日退職（4月1日喪失）の方の前納半期払い希望⇒4月分は指定期限までに納付

5～9月分は前納払い {4月末までに保険料納付が必要}

- 月の途中で退職し、退職月に申請される方は、前納の納付期限までの日数が短い場合がありますので、ご注意ください。
- 前納の申し出時期によっては、希望に添えないことがありますのでご了承ください。

■ 保険料の納付期限

任意継続被保険者の資格取得申請時の保険料は、強制被保険者の資格を失った日（退職日の翌日）の属する月分の保険料を、強制被保険者の資格を失った日（退職日の翌日）から原則 20 日以内に納付してください。ここでいう納付は着金という意味であり、期限内に健康保険組合の口座に振込まれた分が有効となります。詳細は、申請後にお送りします納入告知書をご覧ください。

任意継続資格取得後の保険料について月払いを選択した場合、当月分保険料は当月 1 日から 10 日までの間に納付することになります。（健康保険法第 164 条）

各期限内に納付しないと任意継続被保険者の資格がなくなります。（健康保険法第 38 条）また、期限前の納付についても受付できかねますのでご留意ください。

POINT

退職される日や任意継続被保険者の資格取得を申請される日によっては、申請時に 2 か月分の保険料を納付していただく場合もございます。

具体的には、下記の両方に該当する方が対象になります。

- ・ 退職日と退職日の翌日が同じ月
- ・ 申請日が月末に近い場合、または申請日がその翌月になった場合

これは、初回分納入期限までに資格取得月の翌月分の保険料納付期限が到来してしまうためです。

該当になる方には、申請後に初回分とその翌月分の納入告知書をお送り致しますので、必ず期限内に納付してください。

保険料を前納される場合の納付期限は、保険料前納の対象期間が開始する前月の末日までとなります。

任意継続の資格がなくなったときは、必要書類を健康保険組合へ提出してください。

【1.資格期間満了 2.死亡 3.保険料未納 5.後期高齢者の場合】

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> □ 任意継続被保険者資格喪失届 □ 任意継続の被保険者証（被扶養者含め全て）
提出期限	資格を失った日から5日以内
備考	被保険者が亡くなったときは、健康保険組合までご連絡ください。

【4.再就職をして他の医療保険の被保険者となったとき】

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> □ 任意継続被保険者資格喪失届 □ 任意継続の被保険者証（被扶養者含め全て） □ 再就職先より交付された資格情報のお知らせのコピー等
提出期限	資格を失った日からただちに
備考	他の医療保険の被保険者となった日を、健康保険組合までご連絡ください。

【6.任意継続被保険者でなくなることを希望し、申出た場合】

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> □ 任意継続被保険者資格喪失届
提出期限	資格喪失を希望する前月1日～末日に到着するように、健康保険組合に提出してください。
備考	<p>資格喪失日は当組合が申出書を受理した日の属する日の翌月1日です。日における指定はできません。</p> <p>申出後の取消はできません。</p> <p>任意継続の被保険者証（被扶養者含め全て）は翌月1日以降にご返却ください。</p> <p>※提出前に健康保険組合までご連絡ください。</p>

△ 重要なお知らせ

各期限内に保険料を納付しないと任意継続被保険者の資格がなくなります。（健康保険法第38条）また、期限前の納付についても受付できかねますのでご留意ください。